

国土交通大臣許可業者 各位

建設業許可に係る申請等の手続きについて(お知らせ)

日頃より、建設業行政に特段のご理解、ご協力をいただき、厚く御礼申し上げます。

さて、国土交通大臣許可に係る申請等については、これまで申請区分を「新規」、「許可換え新規」又は「更新」とする申請、並びに営業所の新設時等における「変更届」の提出時において、本店の所在地を管轄する都道府県及び本店以外の営業所等の所在地を管轄する都道府県に対して、各営業所等に関する許可要件等の調査を依頼していただき、当該依頼を受けた都道府県において許可要件等の調査を行う、いわゆる「営業所調査」を行ってきましたが、この度、平成15年度末をもってこの形態による「営業所調査」を廃止することと致しました。

なお、平成16年度以降においてなされる国土交通大臣許可に係る申請及び届出については、これまで「営業所調査」として実施してきた許可要件等に関する調査を、一定の書面に基づき、中国地方整備局において行うこととしますので、お知らせ致します。

許可要件等の確認に要する一定の書面については、別紙要領に基づく「確認資料」として取り扱いますので、申請等を行うに際しては、同要領による「確認資料」を別途用意いただき、中国地方整備局あて直接提出していただきますよう、お願い致します。

* 建設業法の一部改正を受けての経営事項審査制度の改正及び平成16年3月1日付けで策定された「監理技術者制度運用マニュアル」に関する概要資料についても、参考までに同送致しますので、ご参照下さい。

【本件問い合わせ先】

国土交通省 中国地方整備局

建政部 計画・建設産業課 建設業係

〒730 - 0013 広島県広島市中区八丁堀2 - 15

TEL 082 - 221 - 9231(内線6145)

建設業許可の申請等に係る手続きについて

中国管内 5 県に所在する 国土交通大臣許可業者の皆さまへ

営業所調査の廃止について

建設業許可の申請のうち「新規」、「許可換え新規」及び「更新」の申請をされる場合、又は営業所を新設される場合には、本店及び営業所等の所在地を管轄する都道府県に対して『営業所調査』の依頼をしていただき、当該都道府県において建設業法に規定する要件等の確認を行った上で、依頼者（申請建設業者）に対して『営業所調査報告書』をお送りする、いわゆる『営業所調査』を実施しておりましたが、この形態による調査は平成15年度をもって廃止します。

平成 1 6 年 4 月 1 日以降に申請又は届出（変更届の提出）をされる場合は、営業所調査の依頼を関係各都道府県に対して行う必要はありません。

『確認資料』の提出について

中国 5 県（鳥取県、島根県、岡山県、広島県及び山口県）に本店を有する国土交通大臣許可業者の平成 1 6 年度以降における建設業許可に係る申請及び届出に関する許可要件等の審査及び確認は、これまで『営業所調査』により確認していた内容も含め、中国地方整備局にて行います。

審査にあたっては、建設業法で規定する申請書及びその添付書類又は届出書類のほかに、別に指定する『確認資料』に基づいて行います。なお、この『確認資料』については、**申請書等とは別に直接中国地方整備局あて郵送下さい。**（『確認資料』に関する詳細は、次頁参照。）

審査方法は、対面審査ではなく、中国地方整備局における書面審査として行います。

『確認資料』以外の申請書及びその添付書類又は届出書類については、従来どおり本店所在地を管轄する県庁（又は当該県出先機関）に提出して下さい。

『確認資料』について

1. 『確認資料』とは

『確認資料』とは、中国地方整備局が中国管内5県に所在する大臣許可業者の審査等をするにあたり、申請書及びその添付書類又は届出書類の記載内容に関する確認などを行うために活用する資料です。

2. 提出が必要となる場合

建設業許可に係る申請及び各種の変更届を提出する際に『確認資料』が必要となります。(省略が可能となる場合もあります。)

3. 提出方法 / 提出先

『確認資料』は、直接「中国地方整備局 建政部 計画・建設産業課 建設業係」あてに送付して下さい。(1部で結構です。)

なお、その際は、申請受付窓口(本店所在地を管轄する県庁若しくは当該県出先機関)での受付印が押印されている許可申請書又は変更届出書の控えのコピー(それぞれ表紙のみ)を同封し、封筒表面に「確認資料在中：許可申請書用(又は変更届用)」と朱書きで記載して下さい。

【確認資料の送付先 / 問い合わせ先】

〒730-0013 広島県広島市中区八丁堀2-15

国土交通省局

中国地方整備局 建政部 計画・建設産業課 建設業係 あて

TEL 082-221-9231 (内線 6145 / 6146)

4. 「確認資料」の内容

提出していただく資料については、「経營業務の管理責任者」、「専任技術者」及び「令第3条に規定する使用人」に関する申請建設業者との間の雇用関係や許可要件の確認等、並びに営業所等の所在確認などを行うことを目的として、申請、届出等の区分に応じてそれぞれ以下の資料を提出いただきます。

・許可に係る申請を行う場合

(1) 営業所等に関する『確認資料』として、別表()のイ)からハ)までの全ての資料を提出して下さい。

「新規」、「許可換え新規」及び「更新」以外の区分による申請をされる場合(般・特新規など)で、直近の「新規」、「許可換え新規」又は「更新」申請時において、当該営業所等に関するイ)~ハ)の資料を既に提出されている場合については、省略可

(2) 経営業務の管理責任者、専任技術者及び令第3条に規定する使用人(以下「経営者等」という。)の各者について、それぞれ別表()のイ)からニ)までのうち、いずれか一つを提出して下さい。

「新規」、「許可換え新規」及び「更新」以外の区分による申請をされる場合(般・特新規など)で、「経営者等」に変更がない場合については、省略可。(ただし、専任技術者については、当該専任技術者の住所、勤務先営業所に変更があった場合は、『確認資料』の提出が必要になります。)

(3) 経営業務の管理責任者に関する経験年数の『確認資料』として、別表()の資料を提出して下さい。

(4) 専任技術者のうち、要件を実務経験としている者の当該経験に関する『確認資料』として、別表()の資料を提出して下さい。

(5) 令第3条に規定する使用人に関する契約締結権限の有無等に関する『確認資料』として、別表()の資料を提出して下さい。

・ 変更に関する届出を行う場合

建設業法の規定に基づく変更の届出(営業所の所在地変更、専任技術者の追加・変更等)を行う場合で、当該変更が別表()から()のいずれかに掲げる内容の変更を伴う場合は、それぞれ別表()から()に掲げる資料を変更届の内容に関する『確認資料』として提出して下さい。

例) 広島県に本店を有する大臣許可業者が、山口県に営業所を新設する場合

「変更届出書」(様式第22号2).....広島県に提出

「添付書類」(誓約書、専任技術者証明書 等).....広島県に提出

『確認資料』(別表()、()及び()に掲げる資料).....中国地方整備局へ郵送

(別表)

【確認資料一覧表】

() 営業所等の確認資料
イ) 営業所等の写真 a. 営業所の外部写真(全景が分かるもの)及び内部写真(数室にわたる場合は中枢部) b. 建設業法施行規則第25条第2項前段に規定する標識が掲げられている部分 c. 営業所がビル内に所在する場合、建物の入口又はエレベータホール等の営業所の案内板並びに申請者の名称、営業所の名称を明記した営業所の入口部分 d. 撮影日時が入っているもの ロ) 営業所所在地の案内図 (最寄りの交通機関、公共・公益施設等の位置を明示すること) ハ) 建物の所有状況が確認できるもの 自社所有の場合 ... 次のうちいずれか一つ ・当該建物の登記簿謄本【写】 ・当該建物の固定資産物件証明書又は固定資産評価額証明書【写】 賃借の場合 ・借り主を当該申請(又は届出)建設業者とする当該建物の賃貸借契約書【写】 賃貸借期間について自動継続等の措置が講じられており、『確認資料』提出時において契約期間が満了している場合は、直近3ヶ月分の賃借料の支払い領収書等【写】

() 経営者等の確認資料
イ) 健康保険被保険者証【写】 ロ) 健康保険・厚生年金被保険者標準報酬決定通知書【写】 ハ) 健康保険・厚生年金被保険者資格取得確認通知書【写】 ニ) 雇用保険証又は同資格取得届【写】 1) 社会保険・雇用保険に加入されていない場合は、次のいずれか一つ 申請時直前の確定申告書(「表紙」及び「役員報酬明細」)【写】 住民税特別徴収税額通知書【写】 2) 出向者の場合は、出向先における勤務状況が確認できる書面【写】 例：出向協定書【写】、出向元発行の出向辞令【写】 等

() 経營業務の管理責任者に関する確認資料
商業登記簿謄本【写】 1) 経験期間中、役員であったことが確認できるもの 2) 令第3条に規定する使用人としての期間も含めて申請しようとする場合は、「令第3条に規定する使用人として従事した期間が確認できる資料」及び「所属営業所で取得していた許可業種が確認できる資料」も併せて提出して下さい。 3) 建設業法第7条第1号ロのうち、いわゆる「準ずる地位」(「建設業法第7条第1号イに掲げる者と同等以上の能力を有する者を定める件」(昭和47年3月8日付建設省告示第351号)の二に該当する者)を要件として申請される場合は、個別対応とさせていただきますので、申請書を提出される前に、中国地方整備局 建政部 計画・建設産業課 建設業係までご連絡下さい。

() 専任技術者に関する確認資料(実務経験者のみ)

- ・実務経験証明書に記載のある工事のうち、5件(申請者による任意抽出)の工事に係る請負契約書、又は注文書及び請書等の写し
 - ・指導監督の実務経験について申請する場合、指導監督の実務経験証明書の内容欄に記載されている工事についての請負契約書又は注文書・請書等の写し
- 建設業法第7条第2号イの要件者として申請する場合で、当該者の最終学歴における卒業学科が建設業法施行規則第1条に定める指定学科以外の場合で、卒業学科が当該指定学科に相当する学科であるとして申請される場合は、指定学科に相当するか否かを含め、個別対応とさせていただきますので、申請書を提出される前に、中国地方整備局 建政部 計画・建設産業課 建設業係までご連絡下さい。

() 令第3条に規定する使用人に関する確認資料

- ・委任状等
～本人に代表権がない場合、見積・入札及び契約締結に関する権限が当人に対して与えられていることが確認できる資料

経営事項審査制度の改正等について

中国管内5県に所在する国土交通大臣許可業者の皆さまへ

審査体系、申請書類等が改正されました

公益法人改革の一環として、平成15年6月18日付けで「公益法人に係る改革を推進するための国土交通省関係法律の整備に関する法律」が公布されました。この法律により、建設業法の一部が改正され、経営事項審査についてもY（経営状況分析）の審査主体が登録機関制となったほか、申請書式の規格（A4縦）や記載内容、手数料についても改正されました。

詳細については、中国地方整備局のホームページ（<http://www1.cgr.mlit.go.jp/chisei/chiki/kensei/029.html>）に掲載しておりますので、ご参照下さい。また、不明な点等ありましたら、中国地方整備局 建政部 計画・建設産業課 建設業係（TEL 082-221-9231）までお問い合わせ下さい。

確認資料の提出について

審査にあたっては、申請内容の確認を行うために、建設業法で書式等が規定されている申請書類（20001帳票等）以外の書類（以下「確認資料」という。）の提出又は提示を求めています。平成16年3月末までになされた申請については、申請建設業者の本店所在地を管轄する県の取扱いに準拠した「確認資料」を提出又は提示いただきますが、**平成16年4月1日以降において申請される場合は、「確認資料」の種類について別に国土交通大臣が定めて公示します**ので、公示内容を確認の上、ご提出下さい。

なお、「確認資料」等に関しては、公示され次第、中国地方整備局のホームページでもご案内致しますので、ご参照下さい。

- 1) この「確認資料」については、国土交通大臣許可業者に対するものとして、国土交通大臣が公示するものです。
- 2) 「確認資料」については、申請書類とあわせて、本店所在地を管轄する県若しくは当該県出先機関（土木事務所等）に提出して下さい。

お知らせ

国土交通省 中国地方整備局
建政部 計画・建設産業課
平成16年3月23日

監理技術者制度運用マニュアルの策定について

中国管内5県に所在する国土交通大臣許可業者の皆さまへ

建設業法第26条で規定されている工事現場に置く技術者については、「監理技術者資格者証運用マニュアルについて」において、監理技術者や主任技術者の運用方法などを示してきましたが、同マニュアルについては、前回の改定から約4年が経過し、その間、数度の制度改正が行われてきたことに加え、平成15年6月18日に公布された「公益法人に係る改革を推進するための国土交通省関係法律の整備に関する法律」により、監理技術者講習に係る制度改正がなされたことから、この度、同マニュアルを全面的に改定し、平成16年3月1日付けで「監理技術者制度運用マニュアル」として策定致しましたので、お知らせ致します。

なお、「監理技術者制度運用マニュアル」の内容については、国土交通省（本省）のホームページ（<http://www.mlit.go.jp/sogoseisaku/const/kengyo/040301/040301.html>）に掲載しておりますので、こちらをご参照下さい。

マニュアルの改正ポイント

監理技術者等について、途中交代を認める場合及び専任期間について、具体的な例示を追加し、考え方を明確化した

公益法人改革に伴う建設業法の一部改正により、監理技術者講習が登録機関化され、あわせて、監理技術者資格者証の交付要件とされていた同講習の位置付けが改められた旨記載

監理技術者と同者が所属する建設業者との間の恒常的な雇用関係について、その目安として3ヶ月間の雇用期間が必要である旨明示 ほか